

林業・木材産業改善資金に係る基本的事項

1 基金の名称

林業・木材産業改善資金

2 基金の造成額等

(1) 基金の造成額（令和 8 年 3 月 31 日現在）

| | |
|----------|------------|
| 貸付勘定 | 58,061 千円 |
| （うち国費相当額 | 35,879 千円） |
| 業務勘定 | 73 千円 |
| <hr/> | |
| 合計 | 58,134 千円 |

(2) 貸付残高（令和 8 年 3 月 31 日現在）

0 千円

3 基金事業の概要

林業・木材産業改善資金助成法（昭和 51 年法律第 42 号）に基づき、林業従事者等に対し、林業・木材産業改善資金を貸し付けるもの。

4 申請方法

資金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書に事業計画書及び知事が別に定める書類を添え、知事に提出する。

5 申請期限（年度毎）

| | |
|-----------|-----------|
| 第 1 回提出期限 | 4 月末 |
| 第 2 回提出期限 | 8 月末 |
| 第 3 回提出期限 | 12 月 28 日 |